

令和4年度第1回大阪府環境審議会気候変動対策部会 議事概要

1. 日 時：令和4年7月4日（月）17時00分～18時55分

2. 場 所：WEB会議オンラインシステムによる開催

3. 議 題：

（1）国による地球温暖化対策推進法の改正及び地球温暖化対策計画の改定を受けた府の対応について

【資料1】

（2）気候変動対策推進条例（改正条例）に基づく制度設計の考え方について

【資料2】

（3）大阪府における令和4年度夏の暑さ対策について

【資料3-1～3-2】

（4）その他

【資料4-1～4-3】

4. 委員からの意見要旨

（1）国による地球温暖化対策推進法の改正及び地球温暖化対策計画の改定を受けた府の対応について

■事務局への委員意見要旨

【部会長】

- 促進区域については、自然環境の保全など多岐にわたる観点が必要となるものであり、当部会ではなく、そうした議論のできる場で扱うのが適切ではないか。

【委員】

- 資料1のP2（2）施策の推進目標において、実行計画における取組指標として「すべての乗用車の新車販売に占める電動車の割合など」を掲げているが、施策の進捗目標を定める項目としては「地域環境の整備（都市機能の集約、緑化の推進等）」と記載されている。「すべての乗用車の新車販売に占める電動車の割合」は、地域環境の整備というより、事業者・府民の削減活動の促進のように感じる。環境省の見解も含め、もう少し補足をお願いしたい。

【事務局】

- 地域環境の整備（都市機能の集約、緑化の推進等）という表現を見たとき、コンパクトシティの実現や緑被率といった指標が適切のように受け取れる。その一方で、環境省の策定マニュアルには、地域環境の整備に関する取組例として、「道路整備」や「交通環境の改善にも資する自動車の電動化」などが記載されている。当方としても、これらを指標として問題ないか、環境省に尋ねたところ、マニュアルに規定する要件を具備しているという見解が確認できた。ただ、実行計画において、指標はなくとも、コンパクトシティの実現など本項目に該当する取組自体は多数記載しているところ

ろ。環境省からは、マニュアルにも記載しているとおり、施策の推進目標については、そうした該当する取組みを定性的に確認していくことでも良いと聞いている。このことから、数値として把握できるものだけでなく、実行計画に記載している様々な取組みについて、毎年の進捗管理の中で把握し、推進していくことで対応したいと考えている。

【部会長】

- 東京都は、環境確保条例を改正し、新築住宅への太陽光発電の設置や電気自動車の充電設備設置の一部義務付け、省エネ法における住宅の断熱水準の義務化レベルの引き上げなど、具体的且つ野心的な施策を打ち出している。それに関連して、大阪府においてペンディングになっている建築物に対する規制等について、これからどのように制度を進めていくのか、何らかの意思表示が必要ではないか。
- また、サプライチェーン全体における削減について、特に、大阪においては、上流側のサプライチェーンとして中小規模の工場が多く存在する。そうしたところに対しては、評価するだけで動かすことは難しく、ものづくり産業を守っていくこともつながるよう、後押しが必要である。具体的にどのような政策によりそうした後押しを進めていくかについて、議論が必要と考える。

【事務局】

- 住宅や建築物に関する規制に関しては、当部会でも建築物のあり方について検討させていただいたことを踏まえて、建築部局とも相談し、今後どう進めていくかご報告させていただきたい。

(2) 気候変動対策推進条例（改正条例）に基づく制度設計の考え方について

【委員】（当日は欠席のため、事前に頂いたご意見を事務局から紹介）

- エネルギー多量使用事業者に対する制度については、いままでの削減目安の3年3%を、1年1.5%に引き上げるとのことであるが、評価制度においては、短期的なスパンでなく、長期的な目線を取り入れることが必要である。

【委員】

- 昨今、電源に関する問題が大きくなっている中、エネルギーと二酸化炭素の言葉の使い分けはより繊細になっていると感じており、省エネを抜本的に見直す必要があると考える。
- 建築士による建築主への省エネ性能等に関する説明義務については、ZEHやZEBなどのハイレベルなものも情報提供していただく必要があり、建築士会と連携して検討を進めるべきである。

【事務局】

- 気候変動対策推進条例においては、エネルギーを規模要件として設定しているが、対策計画書等において求めている対策は、CO₂の削減対策である。これは、再エネの利用も含めてのことではあるが、委員ご指摘の省エネについても非常に重要な観点である。今回の制度設計においては、省エネの取組みについて、事業者自身が、何ができていないのか、逆にもう少し何をできればさらに進んだ取組みになるのかを、分かりやすく示せるようにしていきたいと考えている。

いただいたご意見を踏まえて、建築部局に検討状況等を確認し、今後の対策について当部会で意思表示やご報告を検討することを申し伝える。

【委員】

- 最近では、投資家向けの企業価値を評価するためのサステナビリティ開示の制度作りが世界的に急速に進んでいる。府の届出制度の様式についても、このサステナビリティ開示や今後求められるであろう要件と内容を整合させていくのが良いのではないかと考える。国においても、7月にサステナビリティ委員会が立ち上がったところであり、今後基準も作られると聞いており、時期的にも、改正条例の運用開始までに参考にできるのではないかと考える。

【事務局】

- プライム市場に上場している企業やそこに関連の深い企業においては、情報開示についての危機感を特に強く持っていると感じている。一方で、中小事業者も含めて、どこまで対応できるかも併せて検討する必要があると考えている。サステナビリティ基準なども参考にしながら、できる限り事業者の方々の負担をなくしつつ、なおかつ企業価値が高まるような方法を検討していきたい。

【委員】

- 二酸化炭素排出の少ないエネルギーの選択促進に関して、下水処理場やゴミ焼却場、バイオマスの活用については府市が進めていくべきものであるが、どのように位置づけようとしているのか。

【事務局】

- 大阪府の地球温暖化対策実行計画の事務事業編において、下水処理場等による排出量は非常に多く、エネルギーを効率運用することは重要な観点であることから、府庁内でも十分協議して、対策を進めていきたい。

【委員】

- 資料に記載されている、再エネの利用拡大のための計画書制度については、自治体というより電力会社を対象として想定されているということか。

【事務局】

- 委員ご指摘のとおり、既に電気を小売供給されている事業者に対して計画書や報告書を提出いただくという制度になっている。ただ、ご指摘は非常に重要な視点であり、自治体での取組みについては、実行計画の推進の中で検討していきたい。

【委員】

- まずはサプライヤーのCO₂見える化の取組を求めているかどうかということについて、サプライヤーとの関係性は業態によって様々である。また、すべてのサプライヤーに対してトータルの見える化を求めることは、現段階においてはかなりハードルが高い。対象となるサプライヤーの範囲やレベル

を明確にすべきではないか。

【事務局】

- 委員ご指摘のとおり、サプライチェーン全体の CO₂ の見える化を一気に進めることは難しいものと認識している。事業者任せにするのではなく、行政がサポートしていく体制や施策が必要であり、どういったことをすればサプライチェーン全体で CO₂ の見える化が進みやすいのか、他府県や事業者、コンサルが実施している取組みなども参考にしながら、検討していきたい。

【委員】

- グローバルチェーンで動いている一方で、グローバルレベルで求めていくのは相当難しいことから、一歩目としてどのように進んでもらうのか、よく議論してもらうのが良いと考える。

【事務局】

- 今回の制度設計において、義務化するということは考えておらず、重点対策の項目において優良な取組みの一例として提示する方向で検討している。事業者の取組状況についても確認させていただいた上で、委員ご指摘のとおり、現実的な範囲で求める方向で制度設計を進めていきたい。

【部会長】

- 国全体において、CO₂ 排出量は快調に減ってきており、産業部門と業務部門がだいたい同じぐらいになってきているが、その実態は、ものづくり産業が海外に移転したことによるものであり、産業部門に対して、毎年 1.5% のような削減目安を求めるのは厳しいのではないかと考える。
東京都が厳しくできているのは、排出量全体の中で産業部門は 1 割にも満たないため、キャップアンドトレード制度において CO₂ 削減が進んでいるのは、民生・業務部門の構成比が高いからこそできるものではないかと考える。
- 一方、大阪府は、CO₂ 排出量の上位は産業部門が多く占めており、府域全体の CO₂ 排出量における産業部門の構成比は高い。大阪府においては、CO₂ 排出量の少ないものづくりをイノベーションで切り開くための道筋をつけることが重要である。合理的に CO₂ 排出量を削減していくためには、そうした工夫が必要ではないかと考える。

【事務局】

- 委員ご指摘のとおり、国と同様に、大阪府においても、産業部門と業務部門はだいたい同じぐらいの割合となっていて、産業部門は実際にぎりぎりのところまで削減を進めてきたところが多く、業務部門は削減余地のあるところもまだあるという感覚を持っている。そうした中、CO₂ 排出量の少ないものづくりを可能とするようなイノベーションが必要であるということも認識しており、産業振興を所管する部局とも連携して取り組んでいきたい。
- その一方で、過去の実績を見ると、産業部門の事業者であっても、長期的には設備更新等により削減を進められてきているところも多く、今回の改正により計画期間を長くしたことは、そうした中長期的な観点での対策により削減目安をめざしていただきたいと考えている。ただし、過去の部会においても、業種により削減ポテンシャルに違いがあり、公表などを行う際には配慮すべきといっ

た意見もいただいていたところ。実際に制度を運用する際、どのような形で進めるのが良いかについては、事業者へのヒアリングや削減率の状況を考慮するとともに、当部会でもそうした状況等をご報告し、ご意見いただきながら検討していきたい。

(3) 大阪府における令和4年度夏の暑さ対策について

【委員】

- 暑さ対策に関する施策について、効果検証は実施しているのか。特に税金を使っている事業は、効果検証を行うべき。また、この議題については、部会で報告をするだけなのか。それとも部会で出た意見を施策に反映させていくのか。

【事務局】

- 猛暑対策検討会議において府としての暑さ対策の取組みの方針を決定し、それに基づき実施してきたものを当部会でご報告させていただいてきた。今まで当部会の中で効果について分析、議論いただいたりということにはなかったが、今後は効果検証について検討しご報告させていただきたい。

【委員】

- 資料3-1のP1の緊急通報装置については、どのような形で導入されているのか。これらも、効果検証を行い一定の結果が出れば、他市への導入も進むのではないかと。

【事務局】

- 緊急通報装置については、民間事業者がもともと行っているサービスに、国や市が上乗せ補助を行い、費用を抑えながら利用できるようにすることで、多くの市民に利用いただきやすくしているものである。
- 熱中症対策だけにフォーカスしたサービスではなく、一人暮らしの高齢者に向けたサービスであるので、熱中症としての効果検証については、切り出し方が難しい。また、市町村の取組みになるので、府としてどこまで踏み込んで効果検証ができるかという面においても課題がある。ただ、いただいたご意見については非常に重要なものであるという認識はしており、暑さ対策について可能な範囲で効果検証をさせていただいて、その範囲というものもなるべく広げつつ進めていきたい。

【委員】

- 東京都のHPに、暑さ対策の考え方として、熱を出さない、ためない、もらわないという3つの視点が記載されている。
この視点に基づくと、府の施策は「もらわない」に重点があると思われる。「出さない」「ためない」という視点も取り入れた施策を考えてはどうか。

【事務局】

- 「出さない」、「ためない」というヒートアイランド対策に寄与するような内容については、大阪府で計画を策定しており、次回の部会でその計画に基づくヒートアイランド対策についてご報告させていただきます。

【委員】

- 熱中症搬送者数を確実に抑えるためには、周知・啓発に終始するのではなく、建物の断熱気密化により、冷房が効果的にかかる空間を作るなど、住宅分野での省エネが熱中症対策にも繋がるといった視点で施策を展開してはどうか。

【事務局】

- いただいたご意見について、ヒートアイランド対策に寄与する部分もあるので、暑さ対策とヒートアイランド対策の両方の面で施策を発信することも検討したい。

【部会長】

- 府域の6月26日までの一週間における救急搬送者数は272人で、そのうち高齢者が150人となっている。これは緊急事態ともいえる状況である。
議題3で報告いただいたものは定例的な対策であるため、知事からの注意喚起や、タイムリーな広報など、今の状況を踏まえた対応が必要ではないか。

【事務局】

- 今年度、定例記者会見において知事から暑さ対策について発信した。また、府のツイッターで毎日暑さ指数の発信を行っている。今後は、より府民に届く発信について考えていきたい。

(4) その他

意見なし

【事務局】

- 気候変動の問題は、我々環境部局だけで対応するものではなく、例えばサプライチェーンであれば、中小企業をはじめとするものづくり企業にどのように削減いただくかといったところは経営の問題でもあるので商工労働部局とも議論が必要であったり、暑さ対策においては、健康医療や福祉、教育部局とも連携が必要となってくるので、本日いただいた課題については関係部局へ共有し、お答えできるようにしていきたい。
また、施策の進捗状況は、毎年PDCAを回して、進捗管理を行っているが、暑さ対策の効果検証については、熱中症の患者数や、暑さの改善など、実際に本来の目的としているところがどう変わったか結びつけにくいところはある。しかし、いただいた課題は、非常に重要な観点であるので、検討させていただきたい。